最終更新日：2015年12月24日
富士通株式会社
代表取締役社長　田中　達也
問合せ先：広報IR室長　山守　勇
証券コード：6702
http://www.fujitsu.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と、それを踏まえた仕組みの整備、運用の基本方針については、以下のウェブサイトに掲載する「コーポレートガバナンス基本方針（以下、「基本方針」という）」に記載のとおりです。

コーポレートガバナンス基本方針
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
政策保有に関する方針と政策保有株式に係る議決権行使基準については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の3.(5)をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【原則1-7 関連当事者間の取引】
取締役会は、取締役の利益相反取引について法令および取締役会規則に基づき監督することとしております。その手続の枠組みについては、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(2)cをご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【原則3-1 情報開示の充実】
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、FUJITSU Wayにおいて、富士通グループが今後一層の経営革新とグローバルな事業展開を推進していくうえで不可欠なグループ全体の求心力の基となる企業理念、価値観および社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示しております。FUJITSU Wayについては、以下のウェブサイトをご参照ください。
http://www.fujitsu.com/jp/about/philosophy/index.html

当社は、2015年10月29日に経営方針を公表しております。経営方針については、以下のウェブサイトをご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/library/presentation/pdf/20151029-02note.pdf

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と、それを踏まえた仕組みの整備、運用の基本方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」に記載のとおりです。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
役員報酬の決定手続きと方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(8)をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
役員の指名手続きと方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(7)をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

(v) 個々の選任・指名についての説明
役員の個々の選任・指名については、その理由を株主総会参考書類に記載することで説明しております。株主総会参考書類については、以下のウェブサイトをご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/sr/

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会による執行側への権限委譲については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(6)をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準及び資質】
独立社外取締役および独立社外監査役は、当社が定める独立性基準を満たすべきことを、基本方針の2.(1)c、fに定めております。独立性基準については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の別添をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(1)、(7)をご参照ください。

http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】
取締役および監査役の兼任状況については、重要な兼職に該当するものを、株主総会参考書類および事業報告に記載しております。株主総会参考書類および事業報告については、以下のウェブサイトをご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/sr/

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】
取締役会は、その実効性の維持、向上のため、取締役会の評価を毎年行うことを、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(3)dに定めております。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

今年は社外役員を中心に取締役会の運用面についてアンケート形式にて評価を実施し、その結果を取締役会メンバーに報告いたしました。取締役会の議題設定や議題件数等の運用面は概ね適切との評価が得られ、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。また、取締役会による業務執行のモニタリングや取締役会において取り上げることが期待される事項などについて建設的な意見が提示され、該当事項について報告を実施するなど審議の充実を図っております。取締役会の評価につきましては、その進め方等引き続き検討を進めてまります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
役員に対するトレーニングの方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(9)bをご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話に関する方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の3.(2)をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士電機株式会社	228,391,562	11.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	70,757,000	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	69,277,000	3.35
富士通株式会社従業員持株会	53,678,166	2.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	37,779,016	1.83
株式会社みずほ銀行	36,963,530	1.79
朝日生命保険相互会社	35,180,520	1.70
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	32,329,310	1.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	30,621,415	1.48
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	28,627,977	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

(注1)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。
(注2)富士電機株式会社の保有株式のうち、118,892千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、富士電機株式会社の指図により行使されることとなっております。なお、富士電機株式会社及びその連結子会社は、当社株式を、退職給付信託財産として保有する株式(118,892千株)を含め、合計231,875千株(発行済株式総数に対する保有株式数の割合11.20%)保有しております。
(注3)株式会社みずほ銀行の保有株式のうち、4,250千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることとなっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、以下の会社は国内の金融商品取引所に上場しております。

＜連結子会社＞
富士通フロンテック株式会社、株式会社富士通ビー・エス・シー、ニフティ株式会社、新光電気工業株式会社、FDK株式会社、富士通コンポーネント株式会社
＜持分法適用関連会社＞
株式会社富士通ゼネラル

上場会社につきましては、各社の自主性を尊重しておりますが、「富士通」又は「Fujitsu」を商号又は商標に用いる場合には、事前に当社の承認を得ることとしております。また、役員の選出、報酬の決定は各社が行いますが、候補者や金額について事前に報告を受けることがあります。また、予算の策定や修正、決算状況につきましては、当社の連結決算に影響を与えることから、合理的な範囲で報告を受けることがあります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須田美矢子	学者	▲										
横田淳	その他											
向井千秋	その他								○			
阿部敦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田美矢子	○	須田美矢子氏の実兄は、当社子会社の元代表取締役社長です。	須田美矢子氏は、当社取締役就任前、直接会社経営に関与されたことはありませんが、経済学者として国際マクロ経済学に精通されており、また、日本銀行政策委員会審議委員を2期10年務められるなど、金融政策に関する見識やグローバルな観点からの経営的見識をお持ちであるため、社外取締役として引き続き選任しております。 また、左記のとおり、須田美矢子氏の実兄は、当社子会社の元代表取締役社長ですが、同氏の実兄が同社の代表取締役社長を退任してから現在に至るまでの約6年間、当社グループの業務執行に関与しておらず、また須田美矢子氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がありません。そのた

			め、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
横田淳	○	―――	横田淳氏は、当社取締役就任前、直接会社経営に関与されたことはありませんが、イスラエル大使、ベルギー大使等を歴任され、欧州との経済連携協定交渉のための政府代表を務められるなど、国際経済交渉の専門家であり、また、グローバルな視点からの政治や経済に対する深い見識をお持ちであるため、社外取締役として引き続き選任しております。 また、同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
向井千秋	○	向井千秋氏は、東京理科大学の副学長です。当社と同大学の間には、営業取引関係があり、その取引金額は2014年度において約13百万円です。	向井千秋氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、医師から我が国女性初の宇宙飛行士となった経歴をお持ちであり、当社の標榜するチャレンジ精神を最先端の科学分野で体現されており、広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役として選任しております。 また、左記のとおり、同氏は、当社と営業取引関係がある東京理科大学の副学長ですが、その取引金額は、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
阿部敦	○	―――	阿部敦氏は、長年にわたる投資銀行業務やプライベート・エクイティ業務の経験を通じて、ICT業界やM＆Aについての深い見識をお持ちであり、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果断な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役

補足説明 更新

＜指名委員会・報酬委員会＞
当社は、役員の選任プロセス並びに役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性及び役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。
指名委員会は、企業価値の持続的向上に最適な人材を役員として確保するため、当社の置かれた環境と今後の変化をふまえ、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性及び洞察力に優れ、人格面において秀でた者を、役員候補者(原案)として答申することとしております。また、社長の後継者計画を議論し、必要に応じて答申することとしております。
また、報酬委員会は、優秀な人材を確保すること及び企業価値の持続的向上に対する有効なインセンティブとして機能させることを念頭に、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を勘案し、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしております。
2015年度の指名委員会と報酬委員会は、非執行役員が委員の過半数を占めるよう、非執行役員3名(うち、独立社外取締役1名、独立社外監査役1名)と業務執行取締役1名で、それぞれ構成されております。両委員会の2015年度の委員は共に以下のとおりです。

委員長　古河建純氏
委員　　山室惠氏、横田淳氏、山本正已氏

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。

内部監査組織としては経営監査室（人員数：85名）を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画、監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会及び会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山室惠	弁護士													
三谷紘	弁護士													
初川浩司	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山室惠	○	――	山室惠氏は、法曹界における長年の経験をお持ちであり、会社法をはじめとする企業法務に精通されているため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
三谷紘	○	――	三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識をお持ちで

			あるため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないなど独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
初川浩司	○	初川浩司氏はあらた監査法人の元代表執行役です。当社と同監査法人の間には、当社サービスに係る営業取引契約があり、その取引金額は2014年度において約2億円です。	初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験と、企業会計に関する広い知見をお持ちであるため、社外監査役として選任しております。 また、左記のとおり、同氏は、当社と営業取引関係があるあらた監査法人の元代表執行役ですが、その取引金額は、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、同監査法人は当社の会計監査を担当したことはありません。そのため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬を、役職及び職責に応じ、月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した、長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系としております。なお、2007年6月22日開催の第107回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限定して個別開示しております。
2014年度における該当者の報酬等の総額および種類別の総額は以下のとおりです。
・ 山本 正已(代表取締役社長)
　提出会社　　132百万円(基本報酬82百万円、株式取得型報酬11百万円、賞与39百万円)
　連結子会社　　－
　合計　　132百万円(基本報酬82百万円、株式取得型報酬11百万円、賞与39百万円)
※山本 正已(代表取締役社長)は、2015年6月22日付で、代表取締役会長に就任しております。

なお、2014年度における取締役及び監査役に対する報酬等の総額及び種類別の総額は以下のとおりです。
・取締役　14名　532百万円(基本報酬391百万円、株式取得型報酬30百万円、賞与110百万円)
　うち社外取締役　4名　45百万円(基本報酬45百万円)
・監査役　6名　112百万円(基本報酬112百万円)
　うち社外監査役　3名　36百万円(基本報酬36百万円)

(※1)上記には、2014年度に退任した取締役及び監査役を含んでおります。
(※2)取締役(社外取締役を含む)の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額6億円以内、監査役(社外監査役を

含む）の報酬額は2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいております。当社は、この報酬額の中で、上記の報酬を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、役職及び職責に応じ、月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した、長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系とする。

＜基本報酬＞
「基本報酬」は、すべての取締役及び監査役に対して、経営監督を担う職責及び業務執行を担う職責に対する対価として、役職及び職責に応じて支給する。

＜株式取得型報酬＞
・「株式取得型報酬」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、長期インセンティブとして、中長期的取り組みを定性評価し、支給額を決定する。
・「株式取得型報酬」は、自社株式取得のための報酬を支給し、自社株式は役員持株会を通じて取得する。なお、取得株式については在任期間中は保有するものとする。

＜賞与＞
・「賞与」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、短期インセンティブとして、1事業年度の業績を反映し、支給額を決定する。
・「賞与」の具体的な算出方法として、連結営業利益及び連結純利益を指標とした「プロフィットシェアリング型」を導入する。ただし、単独決算において当期純利益がマイナスの場合は支給しない。

なお、「基本報酬」、「株式取得型報酬」、「賞与」の合計額は、株主総会の決議により、取締役は年額6億円以内、監査役は年額1億5千万円以内とする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、法務・コンプライアンス・知的財産本部（取締役会事務局、独立役員会議支援室）及び監査役室（監査役会事務局）において、社外取締役及び社外監査役のサポートを担当しております。担当内容としては、社外取締役又は社外監査役の求めにより、監督又は監査に必要な社内又はグループ全体の情報の提供及び説明を実施しております。なお、情報の内容によっては、サポート担当部門だけではなく、しかるべき部署の担当者が説明しております。また、取締役会の議案内容等の資料を取締役会メンバー（取締役及び監査役）全員が共有し、開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会参加メンバーが資料等の閲覧及び意見交換をすることができる専用のホームページを開設しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)企業統治の体制の概要
＜取締役会＞
当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しております。取締役会は、執行機関である代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役の監督を行います。また、取締役会は、社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能を強化しております。さらに取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。
取締役会は、業務執行取締役6名、非執行取締役6名（内、社外取締役4名）の合計12名で構成されております。

＜監査役（会）＞
当社は、監査機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査を行います。
監査役会は、監査役5名（内、常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されております。
当社監査役のうち、常勤監査役 加藤和彦氏は、当社のCFOをはじめ当社の財務・経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任しており、経済事案を多く取り扱った経験を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。さらに、監査役 初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があるため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

＜独立役員会議＞
当社は、中長期の収益性の向上に資する「攻めのガバナンス」の強化を図るための取り組みの一つとして、全ての独立役員（独立社外取締役4名、独立社外監査役3名）で構成する、独立役員会議を設置しております。
取締役会において中長期の会社の方向性に係る議論を活発化させるためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、同会議では、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図ります。

(2)執行組織の状況
当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員および常務理事を置いております。
また、当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置しております。

(3)会計監査及び内部監査の状況
＜会計監査＞
会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。なお、当社の会計監査業務を実施した新日本有限責任監査法人所属の公認会計士は上村純、持永勇一、齋田毅及び松本暁之の4名です。また、監査補助者として新日本有限責任監査法人所属の公認会計士51名、会計士補等24名、その他37名が監査業務に従事しております。

＜内部監査＞
内部監査組織としては経営監査室（人員数：85名）を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グルー

プ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会及び会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。
経営監査室は、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、公認不正検査士(CFE)などの資格を有する者など、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しております。

(4)責任限定契約の概要
当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、非執行取締役による業務執行に対する直接的な監督と、業務の決定に関与しない監査役によるより独立した立場からの監督の両方が機能することで、より充実した監督機能が確保されるものと考えております。このような考え方から、独任制の監査役で構成される監査役会を設置する「監査役会設置会社」を採用しております。
また、業務執行の誤り、不足、暴走等の是正、修正を可能とするよう、非執行取締役の員数を、業務執行取締役と同数以上としております。非執行取締役の中心は独立性の高い社外取締役とし、さらに当社の事業分野、企業分化等に関する知見不足を補完するために社内出身の非執行取締役を１名以上置くことで、非執行取締役による監督の実効性を高めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権を行使するための十分な検討期間を確保する観点から、招集通知は株主総会開催日の概ね3週間前に発送するよう努めております。また、株主様へのいち早い情報提供の観点から、招集通知をその発送前に当社ホームページ等で公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくため、2001年6月開催の定時株主総会より、株主総会の開催日につき、いわゆる「集中日」を避けて開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会にご出席いただけない方々の議決権行使促進及び利便性向上の観点から、2002年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を受け付けており、また、2006年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知（要約）の英文での提供	より多くの株主様に株主総会の議案内容をご理解いただくため、招集通知の英訳（和文の招集通知、事業報告に相当する内容）を作成し、外国人株主の皆様へ送付しております。また、和文と同日に当社IRサイト（ホームページ）にて内容を公開しており、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。
その他	株主総会における議決権の行使結果を明確にするため、決議通知に加え、2010年6月開催の定時株主総会より、賛否の票数を含めた議決権行使の結果を当社ホームページにて公開しております。 なお、株主総会における株主の権利と平等性の確保について、以下のウェブサイトに掲載している基本方針の3.(1)に記載しております。 http://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	◆ディスクロージャーポリシーの作成・公表 当社は以下のディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公開しております。 【ディスクロージャーポリシー】 当社グループは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」を定め、「FUJITSU Way」の共有と実践により、当社グループの持続的な成長と発展を通じた企業価値の持続的な向上を目指しております。当社は、このような企業価値向上の取り組みとその成果について株主や投資家等のステークホルダーの皆様がご理解いただけるよう、適時・適正に事業活動の状況や財務情報等を開示し、経営の透明性を高めることをディスクロージャーの基本姿勢としております。 ＜基本方針＞ 当社は、金融商品取引法等の法令および上場している証券取引所の定める規則に従い、公平性・継続性を重視した情報開示を行います。また、法令、規則により開示を要求されていない情報であっても、株主や投資家等のステークホルダーの皆様の当社に対する理解を深めていただくために有効であると当社が判断したものに関しては、積極的に情報開示を行っていく方針であります。 ＜情報開示方法＞ 法令、規則により開示が要求されている情報については、それぞれ定められた方法（TDnet、EDINET等）で情報開示を行います。なお、開示後、開示資料については、必要に応じて、当社ホームページにも掲載いたします。 また、法令、規則により開示が要求されていない情報については、情報の内容に応じて、当社が適切であると判断する方法（プレスリリース、当社ホームページへの掲載、説明会の実施等）にて、適宜、情報開示を行います。 ＜将来の見通しについて＞	

	当社の開示する情報のうち将来に関する事項については、発表時点で入手可能なデータにより記載しておりますが、様々な外的・内的な環境変化により、これらの見通しとは異なる結果になることがあります。当社としては、将来見通しの精度を高めるための努力をするとともに、見通しの変化が生じる場合には適宜、情報開示を行います。 ＜沈黙期間＞ 当社では、決算関連情報がその発表前に漏洩することを防ぐため、各四半期および通期の終了日翌日から決算発表予定日までを沈黙期間とし、業績に関する問い合わせへの対応を控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に業績数値が会社予想から大きく乖離する可能性が出てきた場合には、適宜、情報開示を行います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は現在開催しておりませんが、IRサイトにおいて個人投資家向け専用サイトを設けております。また、IRサイトにはお問合せフォームを設置するなどして、個人投資家の皆様とのリレーション向上に努めております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による経営方針説明会、社長及びCFOによる決算説明会、各事業責任者による事業戦略説明会を定期的に開催しております。また、社長、CFO、各事業責任者クラスによる説明会では、必ずマスコミ向けの説明会も開催し、報道を通じて個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう配慮をいたしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	CFOが定期的に海外の機関投資家訪問を行っております。また、欧米にIR担当者を駐在させ、決算時に関わらず常に投資家とのリレーションを持っております。なお、日本国内で開催したIRミーティングのプレゼンテーション資料、Q&Aを英文化してIR英語サイトにも掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書（和文）、事業報告（和英）、決算短信(和英)、統合報告書（和英）、IRミーティング・プレゼンテーション資料(和英)、富士通グループ社会・環境報告書（和英）、株主総会招集通知等の各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員としてはCFOがその任にあたり、IR担当部署としては広報IR室を設置しております。	
その他	上記のほか、機関投資家、証券アナリスト向け説明会の資料をIRサイトに掲載するとともに、音声を中心にストリーミングで配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの理念・指針である「FUJITSU Way」では、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としており、お客様、株主・投資家、お取引先、社員など、あらゆるステークホルダーの期待に応えることを企業指針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	富士通グループは、全ての事業活動において、マルチステークホルダーの期待と要請を踏まえ、FUJITSU Wayを実践することにより、地球と社会の持続可能な発展に貢献します。 当社は、2009年12月に、国連が提唱するグローバル・コンパクトに参加し、グローバルな観点からCSR活動を強化していくことを表明しています。また2010年12月に、CSR基本方針を制定し、優先的に取り組むべき5つの重要課題（※）を設定しました。2011年からは、国内外のグループ会社117社に対し、社会的責任の国際規格であるISO26000に基づいたCSR調査を実施し、各社の取組状況を毎年確認しています。この結果から、「人権」「労働」など取り組むべき優先度が高い項目について、「富士通グループ人権に関するステートメント」を発行し、FUJITSU Wayで定める「人権尊重」の取り組みを強化するとともに、様々なステークホルダーとグローバルな観点で経営と一体となったCSR活動を展開してまいります。 環境活動については、「FUJITSU Way」の企業指針に「社会・環境～社会に貢献し地球環境を守ります～」を掲げており、従来より積極的な活動を継続しています。2013年度からは新たに「第7期富士通グループ環境行動計画」を策定し、3ヶ年の活動を推進中です。環境マネジメントシステムにおいては海外連結子会社まで拡大した国際規格ISO14001のグローバル統合認証を取得しています。 社会・環境分野の取組み　http://www.fujitsu.com/jp/about/csr/ ※ CSR基本方針および推進体制　http://www.fujitsu.com/jp/about/csr/vision/policy/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針としては、株主や投資家、証券アナリストへの適時・適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すとの認識に立って、金融商品取引法や上場している金融商品取引所の適時開示規則に則って情報を開示しております。また、規則に該当しない場合や会社にとって不利な情報であっても、投資判断に係わると判断した情報については、迅速、正確かつ公平な開示に努めることを基本方針としております。さらに、お客様、地域社会等のス

	テークホルダーの立場を尊重する上で、情報提供が必要と判断した情報についても、会社にとって不利な情報も含め、迅速、正確かつ公平な開示に努めることを基本方針としております。
その他	「お客様」にとってかけがえのないパートナーとなることを目指す「お客様起点経営」を推進しております。社員一人ひとりが「お客様起点」で考え、日々の業務のなかで実践していくために、従来より推進している「経営品質向上活動」を社内各部門により一層徹底し、「お客様起点」での改善を継続的に行える組織体質づくりに取り組んでおります。 具体的な活動の一つとして、富士通お客様総合センターや富士通コンタクトラインに寄せられるご意見やご指摘の中で、法人向けの製品やシステムについて、または「FUJITSU Way」に違反するような社員の振る舞いに対するクレームがあった場合は、経営陣に対し速報を発信し、情報の共有を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を以下のとおり決議いたしました(2006年5月25日決議、2008年4月28日改定、2012年7月27日改定、2014年3月27日改定、2015年2月26日改定)。

1．目的
富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）業務執行の決定と執行体制
a.当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員および常務理事（以下、代表取締役、執行役員および常務理事を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員および常務理事は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。
b.当社は、最高財務責任者（CFO）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。
c.当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置する。
d.代表取締役社長は、経営者または経営者から権限移譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁・稟議制度等）を整備する。
e.代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取締役会に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。
（2）業務効率化の推進体制
a.当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）全般的な損失リスク管理体制
a.当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。
b.リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
c.リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記aの体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
（2）個別の損失リスク管理体制
当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。
a.製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制
・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼動のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。
b.受託開発プロジェクトの管理体制
・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。
・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。
・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。
c.セキュリティ体制
・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。
（3）経営リスクへの対応
a.財務上のリスク管理体制
・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。
b.その他の経営リスクの管理体制
・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンス体制
a.経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
b.リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。
・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。
・富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。
（2）財務報告の適正性を確保するための体制
a.当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。
b.当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。
c.富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。
（3）情報開示体制
当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。
（4）内部監査体制

a.当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
b.内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
c.内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。
d.内部監査の結果は、定期的に当社および当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
a.経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。
・株主総会議事録およびその関連資料
・取締役会議事録およびその関連資料
・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
b.取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記aに定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制
a.当社は、前記各体制および規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
b.当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
c.代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記aおよびbの実施および遵守を確認する。
d.当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制
（1）独立性の確保に関する事項
a.当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
b.経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実行性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
c.経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記bの独立性の確保に配慮する。
（2）報告体制に関する事項
a.当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
b.当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
c.当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
d.当社およびグループ各社の経営者は、上記bまたはcの報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利に取り扱ってはならない。
（3）実効性の確保に関する事項
a.当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
b.監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
c.内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
当社グループは、「FUJITSU Way」において、法令及び社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを行動規範として定めております。これに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
当社グループは、対応統括部署を定め、グループ会社共通のマニュアルを作成し、顧問弁護士や警察及び外部専門機関と連携して情報収集を行うとともに、研修の実施等により、職場における周知徹底を図ることで、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入いたしておりません。
当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制
当社は、事業の単位である部門毎に部門の業務、運営または業績等に関する情報（決定事実、発生事実および決算に関する情報）の適時かつ正確な把握に努め、経営情報として経営改善に役立てており、投資者に対して重要かつ必要な情報については、以下の付議および意思決定体制により適時に開示いたします。

(1)経営に関する重要事項については、経営会議に付議され決定されます。
経営会議に付議された事項のうちさらに重要な事項は取締役会にて決定されます。
各部門は、決定機関である経営会議・取締役会のコントロールのもと事業を遂行しております。

(2)各部門は、会社の業務、運営または業績に関する重要な事項につき、定期的にまたは必要に応じて経営会議または取締役会に報告します。
各部門内においては、自己の部門におけるリスクマネジメントを実行する体制を構築しており、発生事実の他リスク情報についても、より適時かつ正確な情報を把握し、報告する体制の充実を図りつつあります。

(3)決算、業績修正および配当等に関する情報は、各部門から提供された財務情報に基づき財務経理本部でとりまとめ取締役会に報告します。

上記により把握された決定事実、発生事実および決算に関する情報は、投資者に開示するに当たり、法務・コンプライアンス・知的財産本部と広報IR室との連携の下に開示規則に従い、情報の内容の適時性と正確性を確認し、代表取締役社長の確認を経た後、適時かつ正確に情報開示を行うこととしております。なお、決算に関する情報ならびに決定事実および発生事実のうち財務事項に関連するものについては、代表取締役社長の確認の前に、CFO（最高財務責任者）による確認を経ております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能
(1)当社は、適時開示に係る社内体制の充実を図るため、各部門におけるリスク情報を把握し、報告する体制を構築、維持する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置することによって、部門におけるリスクマネジメントを支援、推進しております。
また、会社内の不祥事等を事前に把握する仕組みとして「コンプライアンスライン／FUJITSU Alert制度」をリスク・コンプライアンス委員会に有しており、情報開示を含む不正について防止する方策を講じております。

(2)また、当社は、当社の内部統制の状況および内部の発生事実（リスク情報を含む）を監査する経営監査室を有しております。
経営監査室は、各部門におけるリスクマネジメント体制の仕組み等に対する監視を継続的に実施し、子会社を含め当社グループ全体の業務、運営または業績等に関する情報の正確性および適切さの維持、向上に貢献しております。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】

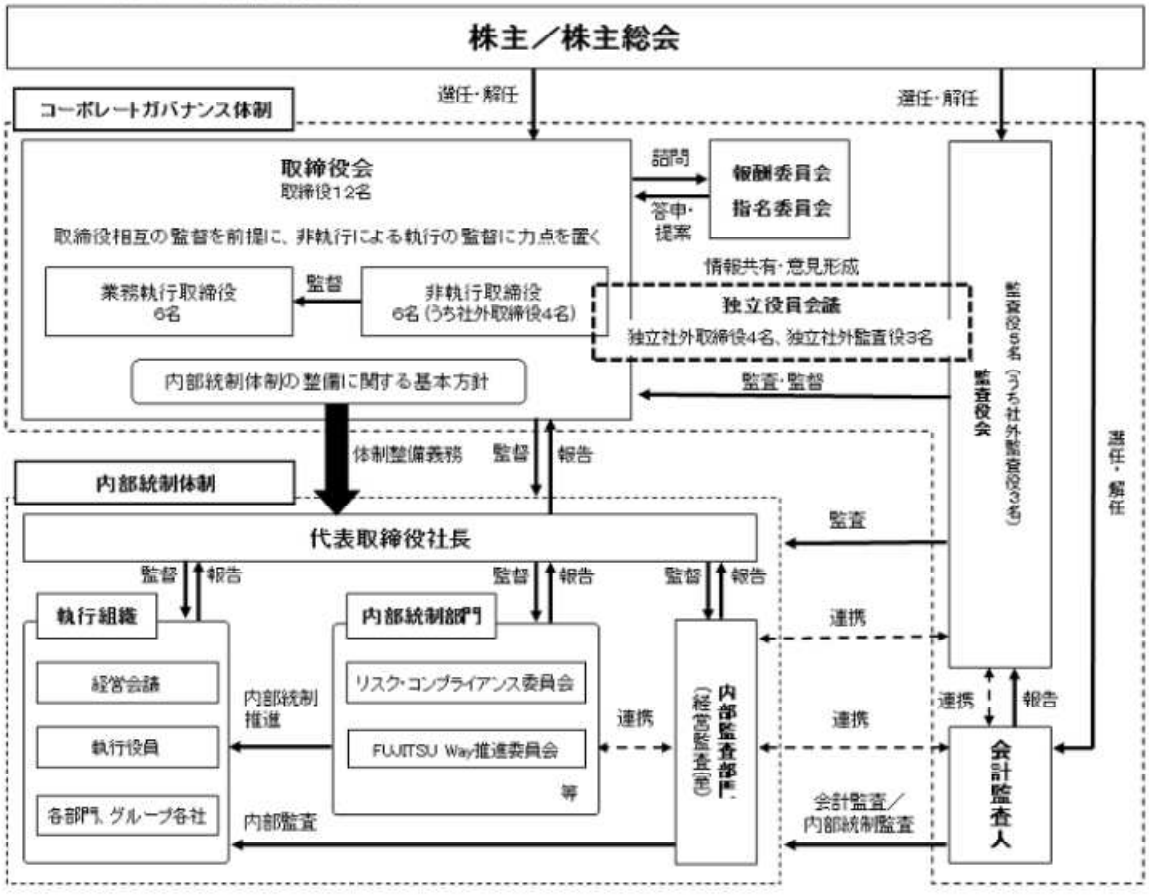

【適時開示体制の模式図】

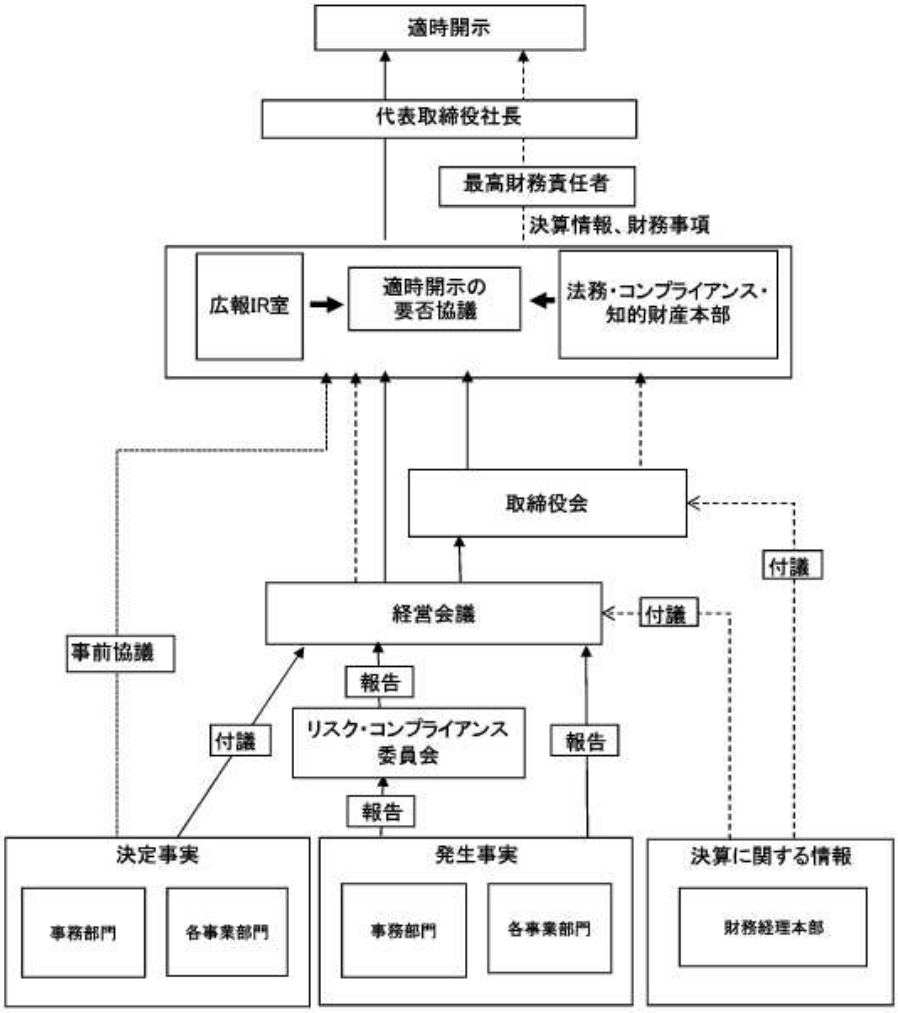
適時開示
代表取締役社長
最高財務責任者
決算情報、財務事項
広報IR室
適時開示の
要否協議
法務・コンプライアンス・
知的財産本部
取締役会
付議
経営会議
付議
事前協議
報告
付議
リスク・コンプライアンス
委員会
報告
報告
決定事実
事務部門
各事業部門
発生事実
事務部門
各事業部門
決算に関する情報
財務経理本部